

独自利用事務の情報連携に係る届出について

1 独自利用事務とは

番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務をいい、条例を定めた地方公共団体は、特定の事務について独自に番号を利用することが認められている。

また、番号法第 19 条第 8 号において、独自利用事務のうち、法定事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として個人情報保護委員会規則で定める要件^(※)を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等と情報連携することが可能とされている。

これまでに 8,531 件の届出を受付し、要件を満たすことが確認された届出については、委員会ウェブサイトに掲載している。

なお、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として 35 事例を公表している。

(※) 独自利用事務と法定事務の根拠となる法令の趣旨・目的の一致
独自利用事務と法定事務の内容の類似性 等

【参考】届出数の総計（令和 2 年 1 月末現在）

- 地方公共団体数：1,208 団体（都道府県 47 団体、市区町村等 1,161 団体）
- 届出数：8,531 件

2 独自利用事務の情報連携に係る届出について

地方公共団体から提出された届出書について、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たすか審査した結果、以下の届出について要件を満たすことを認め、委員会規則第 3 条第 3 項及び第 6 項において準用する第 3 項並びに第 4 条第 2 項に基づき総務大臣に通知することとしたい。

なお、当該届出に係る情報連携については、令和 2 年 10 月より可能となる予定である。

- 地方公共団体数：53 団体（都道府県 3 団体、市区町村等 50 団体）
- 今回提出のあった届出の数：84 件
 - （内訳 新規届：42 件
 - 変更届：30 件
 - 中止届：12 件

【今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計】

- 地方公共団体数：1,213 団体（都道府県 47 団体、市区町村等 1,166 団体）
- 届出数：8,561 件

(参照条文)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

(利用範囲)

第九条（略）

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5（略）

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七（略）

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九～十五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成二十八年十二月十五日個人情報保護委員会規則第五号）

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）

第二条 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

- 一 法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この条において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。
 - 二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。
- 2 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める地方公共団体の長その他の執行機関は、地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）とする。
- 3 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）とする。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあつては、限定機関を除く。
- 4 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報は、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。
- 一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報
 - 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

(届出及び公表)

第三条 法第十九条第八号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 一 法第九条第二項の条例を制定した地方公共団体の名称
 - 二 法第九条第二項の条例及び条例事務の名称
 - 三 条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報
 - 四 前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により届出のあった事項について、必要があると認めるときは、その届出をした地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該届出に係る事項について説明を求め、又は必要な訂正を求めることができる。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により届出のあった事項が前条各項のいずれにも該当すると認めるときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。
- 4 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、第一項各号に掲げる事項の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 5 第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

(中止の届出及び公表)

第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第八号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第八号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。